

公益社団法人 高知県診療放射線技師会

諸規程・細則

公益社団法人 高知県診療放射線技師会

総会議事規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、定款第17条に基づく総会を民主的、かつ能率的に運営することを目的とする。

(会員の権利)

第2条 会員は、この規程に基づいて、動議を提出する権利及び討論質疑の自由を保障される。ただし、定款に定めてあるものはそれによる。

(統 制)

第3条 会員は、議長の統制に服し、その許可を得て発言する。

2 会員は、会議の開会時刻を守るとともに、閉会以前に退席しようとするときは、議長の許可を要する。

(議案審議)

第4条 議案は原則として1件ずつ審議される。

(議事の公開)

第5条 議事は、原則として公開される。ただし、議長は議長の指示に従わず、議事の運営、進行に支障があると認めた傍聴者を退場させることができる。

第2章 総会運営委員会

(総会運営委員会)

第6条 総会は民主的に能率よく運営するために、総会運営委員会を設ける。

2 総会運営委員会は、各地区ごとに総会運営委員候補を1名選出して構成する。

3 選出された委員候補者は委員会設置規程第2条により会長が委嘱する。

(任 期)

第7条 総会運営委員の任期は、委員会設置規程に準ずる。

2 委員に欠員ができた場合は、後任の委員を地区より選出し、その委員の任期は前委員の任期満了までとする。

(委員長)

第8条 総会運営委員会は、互選によって委員長を選出する。

2 総会運営委員長は、運営委員会の審議の結果を総会に報告する。

(審 議)

第9条 総会運営委員会は、総会の付託に基づいて次の事項を審議し、その結果を総会にはかり、承認を得た上で実施する。

- (1) 議長の選出手続
- (2) 議場混乱のときの収拾
- (3) 総会出席者の資格審査
- (4) その他総会運営に付いての必要事項

(総会職員)

第10条 総会は、議事運営のため議長2名以内、書記及び採決係等若干名の総会職員を置く。

2 書記及び採決係は、総会の承認を得て議長が指名し必要に応じて、総会構成員以外の非会員中より選ぶことができる。

(業 務)

第11条 議長は、会議を統括して議場の秩序を保持し、かつ議事の整理を行う。

2 書記は、総会事務を処理し、会議記録を作成しなければならない。

3 採決係は、採決の結果を集計する。

(議事内容)

第12条 発言ないし動議は、上程されている議題に関係していなければならない。

2 動議の提案がなされたときは、議長は会議にはかり、その採否を決めなければならない。

(拒否と異議)

第13条 前条の定めになっていない発言ないし動議を、議長は拒否することができる。

2 この議長の処置に対し不満なものは、総会運営委員会を経て、異議を申し立てることができる。この申し立ては10名以上の支持者を必要とする。

(採 決)

第14条 議長は、採決の方法を明瞭に会議に告げ、その確認を得たうえで採決に入ることを宣言する。

2 採決宣言後は、その採決の完了まで緊急事態の発生を除いては、会員の発言をいっさい認めない。

(採決方法)

第15条 採決の方法は、挙手、起立、記名及び無記名投票の4種とし、議長はその運用しようとする方法を会議にはかり採決する。ただし、その採決の方法は挙手による。

(採決の順序)

第16条 採決の順序は原則として原議案に対する否決、再修正、修正、賛成の順序で行う。

(更 正)

第17条 会員は、すでに行われた評決の更正を求めることはできない。

(委 任)

第18条 この規程の定めるほか必要な事項は、理事会にはかり、これを定める。

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会で決定する。
- 2 この規程は、昭和60年 1月19日より施行する。
- 3 この規程は、改定により平成 4年 7月 4日より施行する。
- 4 この規程は、改定により平成13年 9月 1日より施行する。
- 5 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。

役員選挙規程

(役員選出)

第1条 役員の選出は、定款第11条に基づき、この規程によって行う。

(選挙管理委員会)

第2条 役員を選出するために、理事会の承認を得て選挙管理委員会を設ける。

- 2 選挙管理委員会は、各地区ごとに1名の委員の選出で構成する。
- 3 選出された委員候補者は委員会設置規程第2条により会長が委嘱する。
- 4 選挙管理委員の中から互選によって委員長を決定する。
- 5 任期は委員会設置規程第3条によるものとする。
- 6 役員およびその選挙の候補者は、選挙管理委員になることはできない。

(選挙管理委員の業務)

第3条 選挙管理委員会は次の業務を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 役員の候補者届の受理、資格審査、候補者氏名の公示
- (3) 投票および開票の管理と当選の確認
- (4) 総会に選挙の結果報告
- (5) その他選挙管理に必要な事項

(立候補または推せん届け)

第4条 理事、監事に立候補しようとする者、又は推せんしようとする者は、選挙管理委員会に届け出なければならない。ただし推せん届の場合には本人の同意を必要とする。

(届出の締切)

第5条 理事、監事に立候補しようとする者、又は推せんしようとする者は、選挙管理委員会の示す日までに届け出なければならない。

(役員の選任)

第6条 選挙は立候補届のあった者について総会において無記名投票により行う。

- 2 当選者は、それぞれ有効投票数を得た高点順に定める。
- 3 各選挙を通じ締切期日を経過するも、理事、監事の候補者が定数を超えないとき、または越えなくなったときは、無投票で当選者を定めることができる。
- 4 役員に欠員が生じた場合は前項を準用する。

(選挙権・被選挙権)

第7条 選挙権および被選挙権は、会費を完納している会員に限る。

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会で決定する。
- 2 この規程は、昭和60年 1月19日より施行する。
- 3 この規程は、改定により平成 4年 7月 4日より施行する。
- 4 この規程は、改定により平成13年 9月 1日より施行する。
- 5 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。

常務理事会規程

(構 成)

第1条 定款第11条第2項に定める常務理事をもって構成する。

(目 的)

第2条 本会の目的である事業を具体的に執行することを目的とする。

(職 務)

第3条 常務理事会は次の職務を遂行する。

- (1) 理事会から委任された会務運営の経常的な事項に関すること。
- (2) 常務理事会において議決した事項は、3ヶ月に1回以上理事会に報告し、承認を得なければならない。

(議事録)

第4条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、事務所に保管するものとするが、議事録は公開しない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

(議事録署名人)

第5条 出席した会長、副会長は議事録に記名押印しなければならない。

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会で決定する。
- 2 この規程は、平成25年 4月 1日より施行する。

事務局規程

(目 的)

第1条 本会の運営および事業執行を円滑に行うために事務局を置く。

(事務局)

第2条 事務局に会計、総務を置く。

(業 務)

第3条 本会の運営および事業執行にともなう諸事務を行う。

- 2 定款および諸規程に規定される書類、帳簿等の備付あるいは保管に関することは、事務局が行うものとする。

(事務局長)

第4条 事務局長は会長の総理のもとに事務局を統括する。

- 2 事務局長は常務理事の中から会長が指名し、理事会の承認を得る。

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会で決定する。
- 2 この規程は、平成25年 4月 1日より施行する。

委員会設置規程

(目 的)

第1条 本会を運営するために必要な委員会を設置できることを目的とする。

(委 嘱)

第2条 各委員会における委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(任 期)

第3条 各委員会における委員の任期は2年とする。

2 委員の任期は、委嘱後2年以内に終了する理事の任期の終了する時までとする。

3 ただし、各委員会設置規程において特に定めがない場合は、前項における任期が終了しても次の委員が委嘱されるまで任期は継続するものとする。

附 則

1 この規程の改廃は、理事会で決定する。

2 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。

地区設置規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款に記載する本会の目的を達成するために設ける。

(地区割)

第2条 前条の規程に基づいて、地区を別記のとおり定める。

附 則

1 この規程の改廃は、理事会で決定する。

2 この規程は、昭和60年 1月19日より施行する。

3 この規程は、改定により平成 4年 7月 4日より施行する。

4 この規程は、改定により平成13年 9月 1日より施行する。

5 この規程は、改定により平成17年 4月29日より施行する。

6 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。

別 記

西 南 部
西 部
中 央 西
中 央 南
中 央 東
東 部

入退会等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人高知県診療放射線技師会（以下、「本会」という。）定款第6条、第8条、第9条及び第10条に定める入退会のほか、会員の異動について適正な会員管理を行うことを目的とする。

(入 会)

第2条 本会に入会しようとする者は、所定の様式もしくは会員情報システムにより、入会申請を行い、初年度会費を所定の納入方法により本会に納めるものとする。

(入会日)

第3条 入会日は、前条による入会申請により、理事会承認を受け、会費等を納入した日とする。

(異 動)

第4条 会員は、入会時に届出た事項に異動が生じた場合、速やかにその旨を本会へ届け出るものとする。

(退 会)

第5条 定款第8条の定めにより本会を退会しようとする者は、退会届を本会へ提出するものとする。但し、退会までの未納会費は本会への債務として残存する。

(退会日)

第6条 退会日は、前条による退会届により会長が退会届を受理した日とする。

(会員の資格喪失)

第7条 定款第10条第1項による資格喪失の日は、理事会が資格喪失を承認した日とする。

(除 名)

第8条 定款第9条の規定による除名の日は、同条に定める総会で議決された日とする。

附 則

- 1 この改廃は理事会の議決によるものとする。
- 2 この規程の定めるほか必要な事項は、理事会に諮り、これを定める。
- 3 この規程は、令和6年4月1日より施行する。

会費規程

(目 的)

第1条 この規程は会費について必要事項を定めるものとする。

(会 費)

第2条 定款第7条の会費は、公益社団法人高知県診療放射線技師会会費（6,000 円）とする。また総会が必要と認めた負担金も会費に準じて徴収する。

2 個人賛助会員の会費は6,000 円とする。

3 団体賛助会員の会費は1口10,000 円とする。

4 名誉会員は終身会員として会費納入の義務を免除する。

5 50年勤続表彰受賞者は終身会員として会費納入の義務を免除する。

6 再入会費は6,000 円とする。

(会費の使途)

第3条 会費は公益事業会計に50%以上、残りを法人会計に計上する。

(納入期限)

第4条 会費が当該年度9月30日までに納入されない者は会員の権利を喪失する。

2 前項の「会員の権利」とは定款第4条に定める事業に参加できる権利をいう。

3 第1項によって会員の権利を喪失した者であっても、当該年度末迄にその未納会費を納めることによって、その資格を回復することができる。

4 2年間にわたって会費を滞納した者は、会員資格を喪失し、退会したものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は理事会にはかり、総会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、昭和60年1月19日より施行する。

2 この規程は、改定により平成 4年 7月 4日より施行する。

3 この規程は、改定により平成 8年 4月 1日より施行する。

4 この規程は、改定により平成18年11月25日より施行する。

5 この規程は、改定により平成20年 5月24日より施行する。

6 この規程は、改定により平成24年 5月20日より施行する。

7 この規程は、改定により平成25年 5月19日より施行する。

8 この規程は、改定により平成27年 5月17日より施行する。

9 この規程は、改定により令和 6年 4月 1日より施行する。

表彰委員会規程

(目 的)

第1条 本会表彰規程第1条に該当する表彰候補者の審査および推せんをするために表彰委員会を置く。

(委 員)

第2条 表彰委員は委員会規程第2条により会長が委嘱するものとする。

(役 割)

第3条 表彰委員会は表彰の審査を行い、会長に答申する。

(表彰の種類)

第4条 第1条の審査を行う表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 公益社団法人高知県診療放射線技師会功労表彰
- (2) 公益社団法人高知県診療放射線技師会勤続表彰

2 第1条の推せんを行う表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 叙 勲
- (2) 厚生労働大臣表彰
- (3) 高知県知事表彰
- (4) その他の関係団体表彰

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会で決定する。
- 2 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。

表彰規程

(表彰対象)

第1条 会長は、次の各号のいずれかに該当する会員を表彰および推せんすることができる。

- (1) 本会の発展に関し功績が抜群である者、又は顕著な貢献があった者。
 - (2) 本会の名声を高揚する研究、発明、発見および考案を行った者。
 - (3) きわめて困難な勤務条件の下で、本会のため献身、奨励し顕著な功労があった者。
 - (4) 特に他の模範となる善行があった者。
- 2 前項に該当する者であって本会の名誉を傷つける等の行為がなかった者および過去において同じ表彰を受けたことがない者に行うものとする。

(審査および答申)

第2条 表彰および推せんの審査は表彰委員会で行い、表彰委員はその結果を会長に答申するものとする。

- 2 高知県25年勤続表彰候補者は、本会会費を10年以上の完納者とする。

(承認)

第3条 前条の審査を経て答申を受けた表彰候補者は理事会の承認を得るものとする。

(表彰時期)

第4条 本会勤続表彰は毎年年次総会において行うものとする。特に必要があるときは臨時に行うことができる。

2 本会功労表彰およびその他の表彰は必要に応じて臨時に行うことができる。

3 叙勲および関係団体表彰候補者の推せんは、それぞれの申請時期に行う。

(表彰)

第5条 表彰は表彰状を授与して行うものとする。

2 前項の表彰状には副賞を添えるものとする。

附 則

1 この規程の改廃は、理事会で決定する。

2 この規程は、昭和60年 1月19日より施行する。

3 この規程は、改定により平成 4年 7月 4日より施行する。

4 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。

5 この規程は、改定により令和 6年 4月 1日より施行する。

放射線測定委員会規程

(名称)

第1条 本会は公益社団法人高知県診療放射線技師会放射線測定委員会とする。

(目的)

第2条 定款に定める事業目的に添い、放射線管理に関する測定、調査、研究を行い県民保健医療の安全および発展に寄与することを目的とする。

(委員)

第3条 放射線測定委員は委員会規程第2条により会長が委嘱するものとする。

(測定器)

第4条 測定を行う場合は本会所有のサーベイメータを使用するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

附 則

1 この規程の改廃は、理事会で決定する。

2 この規程は、平成8年 3月23日より施行する。

3 この規程は、改定により平成13年 4月 7日より施行する。

4 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。

学術奨励賞規程

(総 則)

第1条 この賞は高知県診療放射線技師会学術奨励賞と称して表彰するものである。

(目 的)

第2条 この賞は優秀な診療放射線技師を育成すると共に、学術研究活動の活性化を図り、高知県診療放射線技師学術大会における学術活動を幅広く向上させる事を目的とする。

(対 象)

第3条 この賞の対象者は高知県診療放射線技師会(以下「本会」という)の会員とする。

(推せん)

第4条 この賞の対象は高知県診療放射線技師学術大会において発表された優れた論文の中から、会長が推せんし、表彰する。

(受 賞)

第5条 この賞の表彰は本会総会において行うものとする。賞は、賞状及び賞金 30,000 円とする。なお、受賞者は原則1名とする。

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会で決定する。
- 2 この規程は、平成23年1月8日から施行する。
- 3 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。

旅費規程

(出 張)

第1条 会長は会務のため、関係役員に出張を命ずる事ができる。

(支 給)

第2条 前条により出張する場合は、次の旅費を支給する事ができる。

(1) 旅 費 実 費

(2) 宿 泊 費 上限を 12,000 円とする実費

2 会長の招集する県内会議において次の旅費を支給する。

(1) 会議開催地までの距離が 100 km未満の場合 500 円

(2) 会議開催地までの距離が 100 km以上の場合 5,000 円

(3) 宿 泊 費 上限を 12,000 円とする実費

3 依頼施設の漏洩線量測定における交通費は一律 6,000 円とする

第3条 宿泊費は、原則として前条に基づき支給する。ただし、諸般の事情により、この金額を超える場合は、会長の承認を得て、領収書の提出をもって支給する

附 則

1 この規程の改廃は、理事会で決定する。

2 この規程は、昭和60年 1月19日より施行する。

3 この規程は、改定により平成 4年 7月 4日より施行する。

4 この規程は、改定により平成17年 9月10日より施行する。

5 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。

6 この規程は、改定により令和 7年 4月 1日より施行する。

7 この規程は、改定により令和 8年 4月 1日より施行する。

慶弔規程

(目 的)

第1条 この規程は会員に対する慶弔給付について定める。

(対 象)

第2条 会員が次の各号に該当する場合は別記のとおり給付金を支給する。

- (1) 結 婚
- (2) 傷 病
- (3) 死 亡
- (4) 災 害

(届 出)

第3条 給付金を受けようとする者は慶弔届の提出を行う。

2 前項の届出は、本会会費完納者で当該事項の発生日より2年以内とする。

(承 認)

第4条 前項の届け出を受けて給付金を支給する場合は、あるいは支給した場合も理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会で決定する。
- 2 この規程は、昭和60年 1月19日より施行する。
- 3 この規程は、改定により平成 4年 7月 4日より施行する。
- 4 この規程は、改定により平成13年 9月 1日より施行する。
- 5 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。
- 6 この規程は、改定により令和 6年 4月 1日より施行する。

別 記

- (1) 結婚祝金 10,000 円
- (2) 見 舞 金 入院20日以上、又はこれに準ずる場合 5,000 円
- (3) 死 亡 10,000 円
- (4) 災 害 被害の程度によりその都度理事会にはかり決める。

講師謝礼規程

(目 的)

第1条 この規程は講演を依頼した場合の講師の謝礼額について定める。

(適用範囲)

第2条 定款第4条に定める事業を行う場合に依頼した講師に適用する。

(謝礼・交通費)

第3条 講演を行った場合の謝礼は30,000 円(税抜き)を限度として支払うこととする。

2 交通費は本会旅費規程に準じて支払うこととする。

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会で決定する。
- 2 この規程は、平成23年 1月 8日より施行する。
- 3 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。
- 4 この規程は、改定により令和 8年 4月 1日より施行する。

役員報酬規程

(目的)

第1条 公益社団法人高知県診療放射線技師会（以下「本会」という）の役員報酬について定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 本会の役員に関して支給する報酬は無償とし、交通費等の支給については、旅費規程第2条によって行う。

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会で決定する。
- 2 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。

会費免除に関する規程

(会費免除)

第1条 会員で療養のため1年以上離職した者、出産、育児、介護、災害等の事情等の理由により会費免除を受けようとする者は、本会規程の定めるところにより会費免除の取り扱いを受けることができる。

(免除申請)

第2条 前条の規程に基づき、会費免除の取り扱いを受けようとする者は、会費免除の理由を書面に記載して本会に申請するものとする。(細則別添2)

(承認)

第3条 会費免除の取り扱いは理事会の承認を得て決定する。

(免除期間)

第4条 本規程による会費の免除は、承認後2年を越えないものとする。

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会で決定する。
- 2 この規程は、昭和60年 1月19日より施行する。
- 3 この規程は、改定により平成 4年 7月 5日より施行する。
- 4 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。
- 5 この規程は、改定により令和 3年11月 1日より施行する。

賛助会員に関する規程

(入会資格)

第1条 本会の主旨、目的に賛同する個人または団体で、理事会が入会を承認する者とする。

(目的)

第2条 本会の事業を支援し、会の活性化に協力することを目的とする。

(会費)

第3条 会費は会費規程に定める。

- 2 入会費は不要とする。

附 則

- 1 この規程の改廃は、理事会で決定する。
- 2 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。

ウェブ会議システムに関する規程

(目 的)

第1条 公益社団法人高知県診療放射線技師会（以下「本会」という。）のウェブ会議システムに 関して必要な事項を定める。

(管理責任)

第2条 ウェブ会議システムの所有者は本会会長とする。

2 ウェブ会議システムの運用責任者は、下記より会長が指名する。

(1) 本会理事

(2) 本会の委員会委員長

(3) 前2号に定める者の推薦を受け、本会会長が認めた者

(運用目的)

第3条 本会は、以下の目的のためにウェブ会議システムを運用する。

(1) 本会総会、理事会、常務理事会、各種委員会等の会議

(2) 本会が運営する学術大会、各種講習会や研修会等の開催

(3) その他、本会業務を遂行するために必要な会合

(利用者)

第4条 ウェブ会議のアカウント利用者は、原則として本会会員とする。

2 利用者の責務は細則に定める。

(運用責任者)

第5条 運用責任者はウェブ会議システムに係る窓口となり、ウェブ会議等の申請と運用を行う。

2 運用責任者の役割は細則に定める。

附 則

1 この規程の改廃は、理事会で決定する。

2 この規程は、改定により令和 3年11月 1日より施行する。

印章管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人高知県診療放射線技師会（以下「本会」という。）において使用する印章の登録、保管、使用等に関する事項を定めることにより、本会において印章の管理を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「印章」とは、本会が発行、又は受理する文書、証憑等で、権利義務の行使若しくは履行又は官公署への申請、届出等に際し、本会名又は職名で証明のために押す印章をいう。

(印章の種類)

第3条 この規程において管理する印章は、別表1のとおりとする。

(印章の登録)

第4条 印章の登録等に関する事項は、会長が行う。

2 会長は、印章を廃棄した場合、または印章の紛失もしくは盗難の報告があった場合においては、速やかに当該印章の登録を抹消するものとする。

(保管)

第5条 保管は会長が行う。

(印章の押印)

第6条 印章の押印を受けようとする者（以下「担当者」という。）は、押印を必要とする文書を添えて、会長へ提出する。会長が不在のときは、あらかじめ定められた代行者がこれを行う。

2 前項により印章の押印をした者は、印証押印簿に下記事項を記録するものとする。

- (1)押印日
- (2)押印した印章名
- (3)書類名
- (4)提出先
- (5)担当者
- (6)押印者

(印章の紛失、盗難の場合の措置)

第7条 会長は、印章を紛失し、または印章を盗まれた場合においては、ただちにその経緯を他の代表理事に報告するとともに、警察への盗難届出および銀行その他の関係先への連絡、その他所要の措置を講じなければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会で決議する。

付則

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、改定により令和 8年 7月 1日より施行する。

別表 1（第 3 条関係）

印章名	印影
代表者印	
法人印	
四国銀行印	
ゆうちょ銀行印	

別表2（第6条関係）

押印申請書

西暦 年 月 日申請

申請者	
申請書類	
申請理由	
提出先	
印章種類	
添付文書	
備考欄	

承認者	
会長	代行者

公益社団法人高知県診療放射線技師会 細則

サーベイメータ運用マニュアル

(目 的)

第1条 公益社団法人高知県診療放射線技師会(以下「本会」という)が所有するサーベイメータの運用を円滑におこなうために以下のことを定める。

(保管場所)

第2条 サーベイメータは貸し出し担当理事の所属する施設に保管する。

(運営方法)

第3条 測定に関する問い合わせ依頼等に関する対応は、すべて事務局が担当する。

2 事務局は測定担当者ならびに依頼者と協議し、日程を調整する。

3 事務局は必要に応じて行政に連絡を取り、指導を受ける。

4 測定に関する費用は、事務処理費等を含めて、一律 20,000 円とする。なお、2 室以上測定する場合は、1 室に付 10,000 円を追加する。

5 費用の徴収および測定結果の依頼者への報告はすべて事務局が行う。

(測定者および測定方法)

第4条 放射線測定委員会を設置し、若干名の測定担当者を置く。

2 測定方法に関しては、本会の作成した放射線測定マニュアルに従って作成し依頼者に報告する。

3 測定者は測定結果を規定の様式に従って作成し事務局に報告する。

4 測定者に支給する交通費は、旅費規程第2条3項によって行う。

(機器予約)

第5条 受付は本会事務所への電話及び本会への電子メール等にておこない、予約制とする。

2 貸し出し受付者または漏洩線量測定担当者は、予約記録を記帳する。

(貸し出し期間)

第6条 本会のサーベイメータの貸し出しは原則として1週間以内とする。

2 貸出担当理事により、会員以外の貸し出しについて所定の用紙に記録する。

(使用料金)

第7条 本会会員への貸し出しは無料とする。

2 会員以外への貸し出しは1,000 円／1 日とする。

3 災害などの緊急時にはこの料金は徴収しない。

(校正と保管)

第8条 前回の校正日から1年を越えない期間で校正をおこなう。

2 校正担当者は校正証明書を作成する。

3 校正証明書原本は事務所に保管し、複写をサーベイメータに付帯する。

4 原本はそのサーベイメータを廃棄処分してから5年間保存する。

5 複写は更新したら廃棄する。

附 則

1 この規程の改廃は、理事会で決定する。

2 この規程は、平成23年 4月19日より施行する。

3 この規程は、改定により平成25年 4月 1日より施行する。

4 この規程は、改定により令和 8年 4月 1日より施行する。

5 この規程は、改定により令和 8年 7月 1日より施行する。

ウェブ会議システム運用マニュアル

(運用責任者の役割)

第1条 運用責任者はウェブ会議等において以下に定める各号の事務的な手続きを行う。

- (1) 利用申請の受付
- (2) 利用申請に基づいて開催に必要なミーティングID、パスワードの取得
- (3) ウェブ会議システムの設定と必要事項の情報共有
- (4) ミーティングID、パスワードを含む開催情報を参加者に告知する
- (5) その他本会会長が必要と認める事項

(利用の申請)

第2条 ウェブ会議システム利用申請者は、所定の様式(別添1)に記入し、運営責任者へ提出する。

(利用者の責務)

第3条 利用者はこの細則に規定する内容を遵守しなければならない。

- 2 利用者は運用責任者から提供されたウェブ会議システムの情報を第三者に許可なく開示又は提供してはならない。
- 3 利用者はウェブ会議システムより提供される議事録ファイル、音声または動画ファイルをクラウド上で管理してはならない。また、議事録ファイルが第三者へ漏洩しないように管理しなければならない。

(免責)

第4条 本会および管理者は、通信障害その他の不可抗力により予定されていたウェブ会議が開催不能となった場合はこれにより生じた損害について一切の責を負わないものとする。

(その他)

第5条 この細則で処理できない場合は、その都度理事会で協議し処理する。

附 則

- 1 この細則の改廃は、理事会で決定する。
- 2 この細則は、令和 3年11月 1日より施行する。

【別添1】

ウェブ会議システム利用申請書

申請日 (西暦)

年 月 日

ウェブ会議に関する規程により、公益社団法人高知県診療放射線技師会に開催申請をいたします。

会議名等		
会議の目的		
利用者（代表）	氏名	
	e-mail	
利用希望日時	第1希望	_____年 __月____日 __時____分 ～ __時____分
	第2希望	_____年 __月____日 __時____分 ～ __時____分
参加予定者・人数（URL 配布数） 参加者メールアドレス		

公益社団法人高知県診療放射線技師会

【別添2】

会費免除申請書

申請日 (西暦)

年

月

日

会費免除に関する規程により、公益社団法人高知県診療放射線技師会に会費免除申請をいたします。

申請者会員番号		
申請者氏名	⑩	
連絡先 (住所又は勤務先)	〒 ー 高知県 電話番号： メールアドレス：	
申請代理者氏名	⑩ 事情によりご本人が申請できない場合、ご署名ください。	
	続柄	
会費免除申請理由	(1) 出産 (2) 育児 (3) 介護 (4) 災害 (5) その他(理由) ※該当する申請理由に○をつけ、(5)その他には理由を記入して下さい。	
休職期間	(西暦) 年 月 日 ～ (西暦) 年 月 日まで ※ご職場に申請されている休業期間をお書きください。	

※ 免除の対象となるのは、毎年度の会費を納入期限までに納めている会員に限ります。また、申請時に当年度の会費が納入されている必要があります。

※ 会費免除規程第4条により、免除期間は2年を超えないものとする。

※ 確証書類として事業主が発行する休業証明書(写し)のご提出が必要です。また、その休業証明書(写し)に1年以上の休職期間の始まりと終わりの日にちが記載されてあるかどうかをご確認の上ご提出ください。

※ 今年度の会費免除ではなく、審査に合格した場合、次年度の会費の免除となります。

事務処理欄		
受付欄	会費入金確認欄	システム変更確認欄

附

則

- 1 この諸規定・細則は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は岡林正光、楠瀬正哲、巴 昭彦とし、常務理事は清水雅明、池三二雄、足達麻衣、高橋宏幸、久保克泰、中村伸治、小野 勇、大野貴史とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

令和 8年 6月 30日

この定款は当法人の諸規定・細則に相違ありません。

公益社団法人 高知県診療放射線技師会

代表理事 中村 伸治 印